(目的)

第1条 この計画は、水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第十五条の二に基づき、駅の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図ることを目的とする。

(適用範囲)

- 第2条 この計画は、当駅に勤務し又は当駅を利用する者に適用する。
- 2 当駅の名称及び所在地は、以下のとおりである。

名称	所在地
丸ノ内線 大手町駅	
千代田線 大手町駅	千代田区大手町1-6-1
半蔵門線 大手町駅	
東西線 大手町駅	千代田区大手町2-1-1

(駅近接施設の関係者との相互連携)

新大手町ビルヂング本館

第3条 この計画及びその訓練の実施にあたっては、以下の駅近接施設の関係者と、情報の共有 その他の相互連携に努めるものとする。

駅近接施設			
大手町タワー			
大手町野村ビル			
東京サンケイビル			
大手町フィナンシャルシティ			
大手町ビル			
経団連会館			
KDD I 大手町ビル			
読売新聞ビル			
大手町ファーストスクエア			
大手センタービル			
パレスホテル東京			
三井住友銀行本店ビル			
都営三田線大手町駅			
三井住友銀行東館			
丸の内永楽ビルディング			
丸の内オアゾ			

JR東京駅			
朝日生命大手町ビル			
アビアタワー			
日本ビルヂング			
JXビル			
鉄鋼ビル			

(浸水想定及び洪水予報等)

- 第4条 水防法第十四条第1項、第十四条の二第1項及び第十四条の三第1項に基づき指定された浸水想定区域内に当駅がある河川は、次に掲げるとおりである。
- (1) 荒川、神田川
- 2 水防法第十五条第2項に基づき伝達される洪水予報等の受信方法は、以下のとおりである。

受信方法			伝達元
半蔵門線	大手町駅	千代田区	千代田区政策経営部災害対策·
		安全・安心メール	危機管理課 (災害対策本部)

(防災体制)

- 第5条 洪水の危機を認めたときは、当駅に自衛水防隊を編成する。
- 2 自衛水防隊は、自衛水防統括管理者、自衛水防隊長及び自衛水防副隊長並びに総括・情報 班、避難誘導・救護班、警戒活動班から構成し、当駅に勤務する者を割当てることを基本とす る。
- 3 自衛水防隊の任務は、次に掲げるとおりである。
- (1) 自衛水防統括管理者 自衛水防隊を統括する。
- (2) 自衛水防隊長 各班を編成・指揮する。
- (3) 自衛水防副隊長 自衛水防隊長を補佐し又は代行する。
- (4)総括・情報班 水防管理者等との連絡窓口となる。
- (5) 避難誘導・救護班 旅客等を安全な場所へ誘導及び負傷者が発生した場合の応急処置を行う。
- (6) 警戒活動班 指定された箇所の止水処置を行う。
- 4 するべき活動を終え又は洪水の危機がなくなったときは、自衛水防隊を解散する。 (避難の誘導及び浸水の防止のための活動)
- 第6条 自衛水防隊は、利用者の避難誘導、出入口等の止水処置等を行う。
- 2 避難誘導は、当駅構内の出入口等までとし、避難先の案内については、関係行政機関からの 広報によるものとする。
- 3 止水処置は、避難誘導が完了してから行うものとする。ただし、避難誘導と並行して行うことがある。

(避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備)

第7条 避難誘導経路並びに止水処置の位置及び方法は、別記を基本とする。

(教育・訓練の実施)

第8条 当駅に勤務する者に対して、防災週間等の時機を捉えて、この計画に係る教育・訓練を実施するものとする。

別記

駅構内図 (基本とする避難誘導経路並びに止水処置の位置及び方法)



